

平成23年2月16日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書 (案)

平成22年12月14日付け諮問第3027号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続会計規則については、諮問のとおり制定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定に対する意見及びその考え方(案)

意見	再意見	考え方(案)
<p>意見1 第二種指定電気通信設備制度を撤廃又は指 定要件の見直しを図るべき。</p> <p>○ 接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、ポトルネック設備が存在する固定市場のように規制を課する必要性は認められません。このため、接続料規制を含む第二種指定電気通信設備制度は基本的に不要であり、本来、事業者間の協議による自主的なルールに委ねることが適当であると考えます。</p> <p>しかし、50%近いシェアを有し市場支配力を持つ事業者に対して行為規制を課すことについては、一定の合理性があると考えられるため、継続すべきと考えています。従って、モバイル市場における規制については、市場支配力のある事業者に対する現行の行為規制以外は撤廃すべきと考えます。</p> <p>なお、市場の競争状況が変化しているにもかかわらず、設備シェア25%といった硬直的な閾値のみで規制の適用を判断することは、第二種指定電気通信設備制度の規制を受けない事業者(以下「非指定携帯事業者」といいます。)の接続料が高止まりするなど市場全体を歪ませる恐れがあるため、基本的には第二種指定電気通信設備制度を撤廃することが必要と考えますが、仮に撤廃されないのであれば、実態を踏まえ、適時適切に見直すべ</p>	<p>再意見1</p> <p>—</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情報通信審議会答申。以下「接続ルール答申」という。)に示されたとおり、第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定制度」という。)は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して設けられたものである。</p> <p>なお、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、総務省が指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p>

<p>きと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見2 省令(案)に賛成。今後においても、市場環境に 応じて、二種指定制度の定義や規制レベルの見 直し等を適宜行うべき。</p> <p>○ 二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定 制度」)は、競争促進施策の観点から、市場支配力 を有する事業者を二種指定電気通信事業者と し、より公正な競争が促進されるよう接続料など接 続条件に関する公平性及び透明性を確保すること を基本として2001年に制定されたルールですが、必 ずしも実効性を伴うものではなかったと考えていま す。</p> <p>今般、二種指定制度の運用に関するガイドライン に引き続き、接続会計規則を制定して接続料算 定の適正性確保を図ったことは、二種指定制度の 規制の実効性を高める時機を捉えた施策として適 切であり賛同いたします。</p> <p>今後においても、市場環境に応じて、二種指定制 度の定義や規制レベルの見直しを適宜行うことは、 公正競争を促進し、結果として利用者利便の向上 につながると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>再意見2</p> <p>—</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。なお、二種 指定制度の見直しについては、考え方1に同じ。</p>
<p>意見3 非二種指定事業者も、二種指定事業者と同 様に会計情報を公開すべき。</p> <p>○ 非指定携帯事業者の会計情報公開について 二種指定電気通信設備制度が撤廃されない のであれば、二種指定事業者と非指定携帯事業者 との競争上の公平性が損なわれないよう、非指定 携帯事業者の接続料算定に係る会計データについ ても、二種指定事業者と同様に公表することが必要 であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>再意見3</p> <p>○ 二種指定電気通信設備制度は、電波の有 限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、 二種指定電気通信設備を設置する電気通信事 業者(以下、「二種指定事業者」という。)が接続協 議において強い交渉力を有し、事業者間協議では 合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成 されている点に着目して、市場支配力を有する事業 者の市場支配力行使を抑制し、電気通信市場にお</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 本省令案は、二種指定事業者を対象としたもの であるが、二種指定事業者以外の事業者について も二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うこ とが期待されているところである。 また、情報開示については、経営上の秘密に関 する情報が含まれ得ることに留意し、慎重に検討す ることが必要である。</p>

<p>○ 当社は、今回の意見募集の対象である第二種指定電気通信設備接続会計規則(案)については、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成 21 年 10 月 16 日)に示されているように、接続料算定の透明性向上や検証可能性の向上に必要なものと考えており、本省令案が制定された際には、適正に対応を行っていく所存です。</p>	<p>ける公正競争環境を整備するために設けられた制度です。</p> <p>また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の事例等、必ずしも法制度趣旨とは合致しない形で運用指針が示されることで、二種指定事業者と二種指定事業者以外の事業者(以下、「非二種指定事業者」という。)があたかも同一の規制対象であるかのように扱われる事例が存在しています。</p>	<p>なお、接続ルール管申に示されているとおり、二種指定制度の規制根拠については、総務省が指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う場合に、当該見直しの中で改めて検討を行うことが適当である。</p>
<p>本省令案の対象は二種指定事業者ですが、そもそも各携帯事業者の接続料水準は、円滑かつ公正な接続の観点から二種指定事業者か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、本省令案に規定される接続に関する会計の整理・公表についても全ての携帯事業者を対象とすることが適当と考えます。</p> <p>この点、総務省殿においても「新たな会計制度は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。」との考え方が示されているところ です。</p> <p>※「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申(案)への意見及びこれに対する考え方」考え方43</p> <p>したがって、二種指定事業者以外の事業者の接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、取り組みが不十分な場合には直ちに二種指定事業者化の検討を進めるべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>今回の省令案に対するNTTドコモ殿やKDDI殿意見のように、非二種指定事業者に対して、接続会計作成・公表の義務付けやガイドラインの適用等を行うことは、本来、二種指定事業者を規制すべきところを非二種指定事業者に対しても規制を強化するものであり、前述の第二種指定電気通信設備制度趣旨を形骸化させる恐れがあります。</p> <p>総務省殿においては、第二種指定電気通信設備制度の本来の趣旨を踏まえ、本省令案は、二種指定事業者と非二種指定事業者を明確に区分して、制度運用を図るべきと考えます。</p> <p>なお、一般的な競争法の整理においては市場シェアが 40%～50%の閾値を超える場合、市場支配力の存在等が認められていることを踏まえ、市場シェアが 40%～50%を超える二種指定事業者に対しては、更なる情報公開義務を課す等の二段階の規制導入についても検討すべきと考えます。例えば、NTT ドコモ殿の 2009 年度までの接続料には営業費が含まれておりましたが、営業費以外の不適切な費用の算入等は、当該規制導入により、事前に防止すべきものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 第二種指定電気通信事業設備制度(以下、二種</p>

<p>意見4 第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理等について内容を定める本省令が事業者にとつて新たな負担とならないよう配慮するべき。</p> <p>○ 今回、電気通信事業法の改正により、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理や、当該接続に関する収支の状況等の公表が義務付けられ、その内容が総務省令で定められることとなりましたが、事業者にとつて新たな負担とならないよう配慮し、規制コスト増大の抑制を図ることが重要です。また、第二種指定事業者と非指定携帯事業者間の公正な競争環境が担保されるよう、最大限の配慮が必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>指定制度)が創設された経緯に留意する必要があると考えます。二種指定制度は、平成12年『接続ルールの見直しについて』答申において、市場支配力を有する移動体事業者の交渉力偏在による不当な差別取扱いや不適正な接続料設定を防止し、接続条件を透明化することで市場参入を確保すると いう考え方のもと創設されました。</p> <p>その後、二種指定事業者の接続料にかかる紛争処理案件も発生したことをふまえ、接続料算定における適正性・透明性の向上を図る目的で、二種指定制度の運用に関するガイドライン及び本会計規則が制定されるに至ったものと理解しています。</p> <p>この経緯をふまえると、まずは市場支配力を有する二種指定事業者に対する本会計規則の実効性を高めることが、今後の本会計規則の意義上で最も重要であると考えます。</p> <p>特に、外部からの検証可能性等については、接続事業者の意見も考慮し、定期的な検証及びフィードバックすることが必要であると考えます。</p> <p>(イーアクセス、イーモバイル)</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p> <p>○ 本省令案は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)において、他の電気通信事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優位な地位に立つ二種指定事業者に求められる、第二種指定電気通信設備との接続に関し二種指定事業者が取得すべき金額(以下「接続料」という。)の算定について適正性・透明性の向上に資するための会計の整理の方法等を定めるものである。</p> <p>他方、接続ルール管申において、「現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースと</p>
---	--	-------------	--

<p>意見5 第二種指定電気通信設備接続会計規則においても、第一種指定電気通信設備接続会計規則と同様、設備区分別に分計した情報が必要である。</p> <p>○ 接続会計規則案においても第一種指定制度で定めている「固定資産帰属明細表」又は「設備区分別費用明細表」と同様に、「基地局」、「加入系交換局」、「中継系交換局」、「基地局～加入系交換局間伝送路」、「加入系交換局～中継系交換局間伝送路」等の設備別、更に役務別(音声伝送・データ伝送)に分計した情報が、接続料算定の透明性を確保する上で必要と考えます。</p> <p>また、次の計算式の通り事業者間接続料金単価を算出する上で要する分母の「需要」の取り扱いはガイドラインに基づき貴省報告に留まり公表義務はありません。「需要」についても今回の接続会計規則案の報告対象に追加し、公表されるべき情報と考えます。</p> <p>接続料金の単価＝接続コスト÷ 需要(トラヒック量)</p> <p>なお、ガイドラインの報告事項では「自網内呼の通信時間」、「相互接続呼の通信時間」別のみですが、検証に資するため更に設備区分別の報告が適当です。</p>	<p>再意見5</p>	<p>した会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられる。」と指摘されていることも踏まえつつ、接続料算定の適正性・透明性の向上と過度の規制コストの抑制の両面に配慮することが必要である。</p> <p>なお、本省令案は、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加え、移動電気通信役務損益明細表をベースとした接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を定めていること等から、当該両面に配慮しているものと認められる。</p> <p>考え方5</p>
		<p>○ 考え方4に同じ。</p>

<p>意見6 個別注記の必要性及び必要性が明確にならない個別注記については、省略を可能とすべき。</p> <p>○ 個別注記の必要性の確認について 個別注記表には、1～14の注記を記載することとされ、それぞれが、接続料の適正性・透明性の向上にどのように役立つのか、必要性を明確にする必要があると考えます。なお、必要性が明確にならない個別注記については、省略を可能とすべきであると考えます。 (KDDI)</p>	<p>再意見6</p> <p>—</p>	<p>考え方6</p> <p>○ 本省令案の個別注記表における各注記は、二種指定事業者が作成・公表を求められる貸借対照表、損益計算書等に係る詳細な情報を提供するものであり、接続料算定の検証を行う者にとつて、当該事業者の収支の状況がより明らかとなることから、接続料算定の透明性・適正性の向上に資するものと認められる。 なお、本省令案の個別注記表においては、電気通信事業会計をベースとしつつも、株主資本等変動計算書に関する注記等接続料算定との関係が希薄であると考えられるものについては、その作成・公表を求めていない。</p>
<p>意見7 同様の会計を複数作成することは、監査を受け直すことが必要となるため、事業者にとつて大変な負担となっており、少なくとも、電気通信事業会計及び第二種指定電気通信設備接続会計については、両者を連携させ、簡素化を図るべき。</p>	<p>再意見7</p> <p>—</p>	<p>考え方7</p> <p>○ 接続ルール管申に示されているとおり、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられるが、御意見については、今後検討を行う際の参考とさせていただきたい。 なお、本省令案の運用に当たっては、監査に係る事業者のコスト等に留意することが適当である。</p>
<p>○ 行政の効率化について 現在当社では、会社法会計、金融商品取引法会計、税務会計、電気通信事業会計を作成していますが、今回の省令改正により、これらに第二種指定電気通信設備接続会計が加わることとなります。 根拠法が異なるとはいえ、同様の会計を複数作成することは、全く同じ内容の会計であっても、改めてその内容を全て確認し直した後に、監査を受け直すことが必要になるため、我々事業者にとつて大変な負担となっております。行政においては、省庁間の連携を深め、同じ内容の会計資料については参照することにより省略を可能とする等、規制コスト削減及び我々民間の規制対応コスト削減につながる</p>	<p>—</p>	<p>○ 接続ルール管申に示されているとおり、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられるが、御意見については、今後検討を行う際の参考とさせていただきたい。 なお、本省令案の運用に当たっては、監査に係る事業者のコスト等に留意することが適当である。</p>

<p>効率化を積極的に進めるべきであると考えます。 少なくとも、電気通信事業会計及び第二種指定電気通信設備接続会計については、いずれも総務省の管轄法令に基づくものであることから、両者を連携させ簡素化を図るべきであると考えます。 (KDDI)</p>		
<p>意見8 今後諸々の会計基準の見直し等に伴い、会社法会計等において財務諸表注記のうち、連結注記上の記載があれば、個別注記への記載が省略可能となる項目が増加した場合には、第二種指定電気通信設備接続会計規則における個別注記への追加記載も不要とする等の配慮をするべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 今後の追加規制への懸念について 第二種指定電気通信設備接続会計については、今後、事業者にこれ以上の追加的な負担を与えないように運用されるべきであると考えます。 例えば、今後諸々の会計基準の見直し等に伴い、会社法会計等において財務諸表注記が追加的に必要となる可能性がありますが、連結注記上の記載があれば、個別注記への記載が省略可能という項目が増加することが予想されます。そのような場合には、連結注記を作成している事業者負担の増大を招かないよう、これに伴う第二種指定電気通信設備接続会計における個別注記の追加は不要とする等の配慮が必要であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>—</p>	<p>○ 御意見については、今後の会計基準の見直し等に伴う本省令の見直しに際し参考とさせていただきます。 なお、当該見直しに当たっては、本省令の目的、規制コスト等個々の事案を巡る状況を踏まえて検討を行うことが適当である。</p>
<p>意見9 一種指定事業者が提出する情報に、一種指定事業者の経営上の秘密に当たたる情報が含まれる場合であっても、公表範囲については総務省が関与し厳正に判断するべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 情報の公表範囲の判断について 今回の総務省令において、二種指定事業者は、接続会計報告書等を総務省へ提出し、その写しを</p>	<p>○ 第二種指定電気通信設備制度と異なり、第一種指定電気通信設備制度の規制根拠が設備の不可欠性(ポトルネック性)にあることを踏まえれば、</p>	<p>○ 御意見は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の経営上の秘密に属する情報に係るものであり、本省令案とは直接関係がないものであるが、</p>

<p>公表しなければならぬとされています。接続会計報告書等には二種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合がありますが、それら情報の公表範囲は総務省が関与し判断されています。</p> <p>一方で、一種指定事業者が総務省へ提出する情報については、二種指定事業者が提出する情報以上に透明性が確保される必要があると考えます。従って、一種指定事業者が総務省へ提出する情報に、一種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合であっても、その公表範囲は総務省が関与し厳正に判断するべきであると考えます。(KDDI)</p>	<p>KDDI殿の主張するとおり一種指定事業者が総務省殿へ提供する情報の公表範囲はより一層の透明性が確保される必要があります。</p> <p>総務省殿においては、一種指定事業者が公表する情報について、より高次の透明性の確保を図るべく、早急に情報公表範囲見直しの検討等を開始すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 10 「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を省令化すべき。</p> <p>○ 今回の二種指定電気通信設備規則会計規則案は、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日付)に基づき、接続料算定の透明性向上の一環として、制定されたことと理解いたします。</p> <p>現在の携帯電話市場は、二種指定電気通信設備制度の指定時(2002年)から大きく成長し、国内通信量(2009年度)は発信:2,202百万時間(国内発信全体に占めるシェア 52.9%)、着信:2,063百万時間(同着信シェア 49.6%)に成長し、携帯電話事業者との接続なくして電気通信事業者(特に二種指定状況です。このため携帯電話事業者(特に二種指定電気通信事業者)が設定する接続料が市場に及ぼす影響は多大であり、接続事業者及び利用者に対して適正な水準および検証可能でなければなりません。</p> <p>二種指定電気通信設備制度については、前者に相当する二種指定電気通信設備規則会計規</p>	<p>再意見 10</p> <p>○ これまでも繰り返し述べてきたとおり、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、ポトルネットワーク設備が存在する固定市場のように規制を課する必要性は認められませんが、従って、接続料規制を含む二種指定電気通信設備制度は基本的に不要であると考えます。</p> <p>まして、左記意見のように、第一種指定電気通信設備制度と同等の規制を第二種指定電気通信設備制度に導入し、規制を更に強化する必要性はないものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方 10</p> <p>○ 御意見については、本省令案とは直接関係がないものであるが、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、接続ルール答申に示されているとおり、一種指定制度も、制度創設以降、累次の見直しを経て、現在の接続料算定の考え方が整理されてきたことを踏まえ、二種指定制度でも、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針を採用することが適当であることから、接続料の算定方法については、「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が昨年制定されたところであり、ガイドラインの実施状況について引き続き注視することが必要である。</p>

則案が今回制定される運びにあります。後、後相
当は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関す
るガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)
に留まっています。

このため接続事業者は算定根拠を知ることがで
きず、適正性を客観的に判断していくには不十分な状
態にあります。ついては、貴省が実施する検証結果
の公表ならびにガイドラインの省令化を要望しま
す。

本案に係る接続会計報告書は提出と公表が義
務付けられていますが、繰り返しになりますが、貴
省にて実施される接続料算定根拠に基づく検証結
果の公表ならびに第二種指定電気通信設備に係る
接続料制度に対する適時適切な見直し(「接続料規
則」に相当するガイドラインの省令化を含む)を行
い、接続料の低廉化が図られることを要望いたしま
す。

(フュージョン・コミュニケーションズ)